

## 利益相反管理方針の概要

当行は、当行又は株式会社ほくほくフィナンシャルグループの子会社・関連会社（以下、「グループ会社」といいます。）とお客さまとの間、ならびに、当行又はグループ会社のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び利益相反管理方針に従い、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切な業務の遂行に努めてまいります。

また、当行は、法令等に従い当行の利益相反管理方針を制定し、その概要についてここに公表いたします。

### 1. 利益相反管理の対象となる取引と特定方法

「利益相反」とは、当行又はグループ会社とお客さまの間、ならびに、当行又はグループ会社のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

利益相反は、金融取引において日常的に生じるものですが、当行では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下のかつ に該当するものを管理いたします。

なお、利益相反に該当するか否かの判断において、当行及びグループ会社のレピュテーション（社会的評価・信用）に対する影響がないか等の事情にも総合的に配慮いたします。

お客さまの不利益のもと、当行又はグループ会社が利益を得ている状況が存在すること。

の状況がお客さまとの間の契約上又は信義則上の地位に基づく義務に反すること。

当行では、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かについて、お客さまから頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署により適切な特定を行います。

### 2. 類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決定されますが、例えば以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客さまと当行	お客さまと他のお客さま
利害対立型	お客さまと当行又はグループ会社の利害が対立する取引	お客さまと当行又はグループ会社の他のお客さまとの利害が対立する取引
取引競合型	お客さまと当行又はグループ会社が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当行又はグループ会社の他のお客さまとが同一の対象に対して競合する取引

	お客さまと当行	お客さまと他のお客さま
情報利用型	当行がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して、当行又はグループ会社が利益を得る取引	当行がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当行又はグループ会社の他のお客さまが利益を得る取引

### 3. 利益相反管理態勢

#### (1) 利益相反管理統括部署の設置

当行は、利益相反管理統括部署と利益相反管理統括責任者を置き、営業部門からの独立性を確保し、牽制機能を十分発揮できる利益相反管理態勢を整備します。

利益相反管理統括責任者は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全行的な管理体制を統括します。

なお、グループ会社間において利益相反が生じる場合又はそのおそれがある場合は、当行の親会社である㈱ほくほくフィナンシャルグループが適切に管理します。

#### (2) 管理方法

当行は、利益相反となる取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることにより、利益相反管理を行います。

情報隔壁の設置による部門間の情報遮断

対象取引及び当該お客さまとの取引の一方又は双方の条件又は方法の変更

対象取引又は当該お客さまとの取引の一方の中止

お客さまへの利益相反状況の開示とお客さまの同意

情報共有者に対する監視

#### (3) 管理態勢の適切性の確保

利益相反管理を適切に行うため、役職員に対して教育・研修を実施します。

定期的に利益相反管理態勢を検証します。

### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、当行及び以下に掲げるグループ会社です。

- ・ 株式会社北海道銀行
- ・ 株式会社北陸カード
- ・ 道銀カード株式会社